

各都道府県介護保険担当課 御中

←厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

平成16年12月8日付け 時事通信社
配信記事について

計2枚 (本送信票除く)

vol. 13

平成16年12月8日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信
いただきますようよろしくお願いいたします。〕

平成16年12月8日付け 時事通信社配信記事について

- 平成16年12月8日付けで時事通信社より配信された記事において、「保険対象拡大、両論を併記 社保審介護部会の意見書案」と題して「社会保障審議会介護保険部会の意見書案が明らかになった」旨の報道がなされました。

- 社会保障審議会介護保険部会については、平成16年12月10日に次回部会を開催し、部会としての意見とりまとめに向けた議論が行われる予定であります。現時点で、標記記事にあるような意見書案を部会に提出することを予定しているものではなく、標記記事の記述は正確ではありませんので、この旨、関係者に周知徹底願います。

(照会先)

厚生労働省老健局介護制度改革本部事務局

黒田 (内 2175)

03-5253-1111(代表)

J I J I NewsWide

JST:04/12/08 13:16 ロ-カ:04/12/08 13:16 X187 ^°-ジ°:1

【本文表示】 一般ニュース

◎保険対象拡大、両論を併記＝社保審介護部会の意見書案

介護保険制度改革を審議している社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）介護保険部会の意見書案が8日、明らかになった。焦点の被保険者・受給者の拡大については委員の意見が集約できなかったため、賛否両論を併記し、結論を見送る。10日に意見書をまとめる予定。

与党は2006年度からの対象拡大を見送る方針を既に決めており、次の焦点は、政府が次期通常国会に提出する介護保険法改正案に将来の拡大方針を盛り込むかに移っている。

厚労省は、被保険者を現行の40歳以上から20歳程度に、受給者を原則65歳以上から、障害者を含む介護が必要なすべての人に拡大する普遍的な介護制度を目指している。

意見書案は制度改革について「普遍化の方向を目指すべきであるというのが多数意見であった」としながらも、対象拡大には「極めて慎重に対処すべきであるという意見があった」と付記した。

また将来、普遍化という制度の性格が変わる改革を行う場合は、必要な時間をかけて実施体制を整えるべきだとする意見や、内容の周知を徹底すべきだとの意見が多数だったと強調している。（了）